

(新) 海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定事業費

20百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課
生物多様性センター

1. 事業の概要

- (1) 平成19年4月に成立した海洋基本法においては、海洋の生物多様性保全など海洋環境保全に係る施策を推進するとともに、これらの施策の立案実施などに必要な調査・情報提供に努めることとされている。
- (2) このため、主に我が国の200海里域内を対象として、藻場・干潟・サンゴ礁等の浅海域生態系の分布や生物相に加え、関係省庁や研究機関等との連携を図りつつ、海洋の生物多様性に関する広域的なデータを収集整理、GISデータとして統合・解析を行い、「海域自然環境情報図」として取りまとめる。
- (3) また、過去に実施した保全政策の現状を把握し、(2)のデータを踏まえつつ、我が国の生物多様性保全上重要な海域・海洋生物を特定し、海洋生物多様性保全戦略の策定を行う。

2. 事業計画

- (1) 既存情報の収集整理及び調査計画の立案、データベースの構築、試行調査の実施、既存保全施策等のレビュー、戦略策定方針決定(20年度)
- (2) 海域調査の開始、海域自然環境情報図の作成、重要海域の選定、戦略検討(21年度)
- (3) 情報の整理・公表、海洋生物多様性保全戦略の策定・公表(22年度)
- (4) 保全戦略の点検、改訂スケジュールにあわせ継続的に情報収集公表等を実施(23年度～)

3. 施策の効果

- (1) 平成22年度までに海域自然環境情報図の作成・公開、重要海域の選定、保全戦略の策定を実施し、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において一定の成果を示す。
- (2) 海域の生物多様性に関する情報共有及び海洋生物多様性保全戦略の策定・実施により、海洋生物多様性の持続的管理を推進。

4. 備考

調査費 20,000千円

(内訳) 海洋生物多様性情報整備	14,430千円
海洋生物多様性保全戦略の検討・策定	5,570千円

海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定事業

海洋基本法の制定
(H19・4月)

生物多様性条約決議等

- ・ 海洋の保全・生物多様性の確保
- ・ 海洋環境調査の実施

さまざまな海洋環境
データの収集・整理

海洋物理環境(海流・海水温等)
プランクトン生産量
有用種等の漁獲データ
干潟・藻場・サンゴ礁分布
ウミガメの産卵・回遊
海鳥・海棲哺乳類の生息・繁殖地
…など

海洋自然環境情報図の作成
重要海域の抽出

保全施策や再生技術等のレビュー

海洋生物多様性保全戦略の策定

生物多様性条約COP10(H22年)に成果を発信

